

移住分野「地域おこし協力隊」に係る説明事項（募集要項）

令和6年2月26日

下諏訪町産業振興課

下諏訪町は東京から特急で2時間半、長野県のほぼ中央、諏訪湖の北側に位置し、美しい自然や歴史文化、温泉など多くの資源に恵まれた町です。歴史的には国に1万余の分社を持つといわれる諏訪信仰の総本社、諏訪大社「下社の門前町」、中山道と甲州道中が合流する交通の要衝にある中山道唯一の「温泉宿場町」として栄え、今なお歴史文化息づく町並みが残ります。

近年では、移住者による空き家や空き店舗をリノベしたお店が続々とオープンしており、新旧の文化が交ざり合い町に賑わいを創出しています。さらには、半径3kmの徒歩圏内に生活に必要なものが揃うコンパクトさも魅力の一つです。

そんな下諏訪町を好きになってもらい、さらに町と一緒に盛り上げてくれる仲間として、移住定住促進に取り組む地域おこし協力隊を募集します。

本募集は、議会における令和6年度予算成立を前提に実施するものです。予算成立の状況により、本募集内容を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

1. 募集の背景及び目的

町では、近年、町への移住相談は増続けている一方、移住希望者にとって充実した物件情報や移住者の受け皿となるすぐに使える空き家の流通量が少ないといった課題を抱えています。

こうした状況を打破すべく、令和5年4月から「官民連携空き家プロジェクト」をスタートさせました。空き家プロジェクトは地域住民や民間事業者と協力し合いながら、空き家の大家さんと住みたい人のつなぎ役として、空き家の発掘からマッチングまでを取り組んでいます。地道な道のりでも、少しずつ成果が現れてきており、とてもやりがいのある活動です。

空き家以外プロジェクト以外にも、移住相談をはじめ、住まい・仕事の紹介や、地域の人との横のつながり作り、町の情報発信等、下諏訪町のファンを増やし町の移住定住につながることに全力で取り組んでいます。

そんな移住定住に関する多岐にわたる活動を、一緒にさらに盛り上げませんか？

2. 募集人員

1名

3. 応募条件

応募には、次に掲げるすべての条件に該当する必要があります。

- (1) 年齢が概ね20歳以上40歳未満の方。
- (2) 業種、職種問わずビジネス経験が3年以上ある方。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

(4) 3大都市圏の都市又は政令指定都市のうち条件不利地域を除く地域に生活の拠点があり、勤務開始日以降、町に生活の拠点を移し、住民票を異動することができる方。

※勤務開始日より前に住民票を異動することのないよう十分に注意してください。

※地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」のホームページをご確認ください。

(5) これまでの経験を活かして下諏訪町で新たなチャレンジをしたい方

(6) 移住定住促進に関するイベントを自ら提案し実行できる方。

(7) 移住希望者や地域住民と良好な関係が築け、人との繋がりを生み出せる方。

(8) チームで仕事をするのが得意で、組織の目標を達成することにやりがいを感じられる方。

(9) 町に定住しようとする意思のある方。

(10) 普通自動車免許を有する方。

※業務で公用車を使用します。有していない方は任用日までに必ず取得してください。

(11) PC 業務 (office 等での資料作成業務)、メールなどでのコミュニケーション業務経験がある方。

(12) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席などができる方。

4. 業務内容

事業・業務	<p>1 ミーミーセンタースメバ（移住交流拠点施設）の運営</p> <p>①空き家活用プロジェクトの推進</p> <p>移住や創業の受け皿となる空き家や空き店舗の利活用を加速化させるために民間事業者や地域住民と協力しながら官民連携で物件の発掘から移住者とのマッチングまでを行うサービスの提供をします。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域と連携した空き家の発掘から町の空き家情報バンクの管理・運営・移住相談から、移住者と空き家のマッチング・空き家活用の仕組みの PDCA の管理 <p>②移住相談、地域紹介業務</p> <p>施設を訪れる移住希望者に下諏訪町の紹介や移住に向けたサポート内容の紹介を行います。また定期的の下諏訪町に移住した方にもヒアリングを行い、ニーズ調査などの業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・施設での移住相談カードの記入、移住サポートメニューの紹介・まち歩きによる地域の魅力説明・移住者へのヒアリングによるニーズ調査 <p>③施設管理、イベント受付業務</p> <p>施設の窓口運営（10時00分～17時00分）やイベント等の貸し館対応を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・施設を訪れる移住希望者や町民の窓口対応・施設を使った移住者や町民が行う交流イベントの貸し館の対応・施設清掃、備品管理
-------	--

	<p>④町の魅力発信業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住ホームページの管理・運営、SNS を使った町の魅力発信 ・移住関連イベントの企画・実施
	<p>2 それ以外の業務</p> <p>①住民とのコミュニケーションに充てる時間、職務を遂行する上で必要な知識を習得する時間、また任期終了後を見据えた活動を行っていただきます。活動については相談の上、実施していただきます。</p>

5. 任用形態及び期間

任用形態 期 間	<p>○身 分 フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号）として、下諏訪町長が任用します。</p> <p>○勤務時間 4. 業務内容記載の「1 ミーミーセンタースメバ（移住交流拠点）の運営」については週 3 5 時間の勤務です。「2 それ以外の業務」については、週 3. 7 5 時間の勤務で勤務日や活動場所の指定はありません。</p> <p>○時間外勤務 あり ※時間外勤務については代休扱いとなります。</p> <p>○勤務場所（配属） 産業振興課商工係兼移住定住促進室配属とし、町内の移住交流拠点ミーミーセンタースメバでの勤務となります。</p> <p>○任用期間 任用開始日から同一会計年度内での任用（条件付採用期間 1 か月）とします。再度の任用については、客観的な能力実証（人事評価）等のうえ、3 年間までとします。ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、期間中であってもその職を解くことがあります。 なお、任用日は令和 6 年 7 月 1 日を基本としますが、合格者と相談・調整のうえ決定します。</p>
-------------	---

6. 報酬及び活動費用の支給

通常隊員	<p>○給料月額 月額 205,200 円</p> <p>○期末手当 205,200 円×1.59 ヶ月（初年度） 205,200 円×2.45 ヶ月（2 年目以降） ※給料月額、期末手当は給与条例の改正により、変更になる場合があります。</p> <p>○退職手当</p>
------	--

	<p>在職期間に応じて金額が異なるため事前にお問い合わせください。</p> <p>○通勤費 通勤距離、通勤方法に応じて支給します。(上限あり)</p> <p>○協力隊員としての活動に必要な費用 消耗品、出張旅費、研修参加費等の費用を予算の範囲内で支給します。</p>
--	---

7. その他待遇及び福利厚生

住居・保険等	<p>○住居に関する費用 協力隊の住居を町が借上げ提供します。希望する民間及び公営賃貸住宅へ入居いただきます。 (月額 40,000 円を上限に町が負担します)</p> <p>○加入保険 (自己負担分は給料から天引き) 社会保険・厚生年金・雇用保険 (任用開始後 6 か月のみ、その後長野県市町村総合事務組合に加入)、災害補償</p> <p>○休暇 年次休暇、そのほか休暇制度があります。</p>
--------	--

8. 隊員の自己負担となる主な経費

- 採用となった場合の当町への引越しに係る費用
- 上記「住居に関する費用」には光熱水費及び電話等の通信費の支給は含みません。
- 地域おこし協力隊としての活動以外に係る生活用品、備品等の費用

9. 服務

任期中、以下の義務を負います。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (地方公務員法第 32 条)
- (2) 信用失墜行為の禁止 (同法第 33 条)
- (3) 秘密を守る義務 (同法第 34 条)
- (4) 職務に専念する義務 (同法第 35 条)
- (5) 政治的行為の制限 (同法第 36 条)
- (6) 争議行為等の禁止 (同法第 37 条)
- (7) 営利企業への従事等 (アルバイト等) を行うことはできませんが、自ら営利企業を営む (個人事業主としての活動) 場合は、許可を受け可能です。事前にご相談ください。
(同法第 38 条)

10. 応募手続について

- (1) 応募書類
 - ①応募用紙 (様式 1) 下諏訪町ホームページからダウンロードしてください。
 - ②職務経歴書
 - ③住民票 (住民票登録地確認のため、提出日の概ね 3 か月以内に取得したもの)
※委嘱日まで、応募条件を保持する必要があるため、先に住民票を異動する等要件に

変更が生じないよう十分に注意してください。

④企画提案書（様式2）1，200字以内

・「移住者を増やすための移住提案」

(2) 応募締切 令和6年4月19日（金）必着

(3) 応募方法

応募書類を以下まで郵送又は持参により、ご提出ください。

【応募先】 下諏訪町 産業振興課 商工係兼移住定住促進室
〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8
電話：0266-27-1111 内線 274

11. 選考

(1) 書類選考（4月下旬）

応募書類による選考を行った後、選考結果を応募者全員に文書等で通知します。

(2) 現地ツアー＋面談（5月中旬）

地域おこし協力隊と現地ツアーの実施を行った後、産業振興課長の面談を実施します。

(3) 最終面接（5月下旬）

町理事者等による面談を行います。

12. その他

(1) 選考に係る交通費、宿泊費等は実費にてお願いします。

(2) 不採用となった場合の理由等は一切お答えできません。

(3) 応募書類等はお返しいたしません。当町において責任をもって保管、処分いたします。

(4) 応募及び選考に係る費用については、全て応募者負担となります。

【お問い合わせ先】 ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

下諏訪町 産業振興課 商工係兼移住定住促進室 （室長）増澤 直彦 （担当）伊藤 生真

電話：0266-27-1111（内線 274） FAX：0266-28-1511

E-Mail：iju@town.shimosuwa.lg.jp